

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年6月13日(2023.6.13)

【公開番号】特開2023-62026(P2023-62026A)

【公開日】令和5年5月2日(2023.5.2)

【年通号数】公開公報(特許)2023-082

【出願番号】特願2023-18633(P2023-18633)

【国際特許分類】

G 07 G 1/12(2006.01)

10

G 06 Q 30/06(2023.01)

G 06 Q 20/20(2012.01)

【F I】

G 07 G 1/12 321Z

G 06 Q 30/06

G 06 Q 20/20

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月1日(2023.6.1)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネットワークを介して注文された商品と実店舗で購入された商品とを1取引として決済する商品販売データ処理装置において、

前記ネットワークを介して注文された商品が持ち帰り対象の商品なのか配達対象の商品なのかを識別する情報を取得する取得手段と、

前記取得手段で取得した前記情報が持ち帰り対象の商品を示す情報であるとき、当該商品の前記実店舗での在庫の有無を確認する確認手段と、

前記在庫が有る商品については持ち帰り対象とし、前記在庫がない商品については配達対象とする処理手段と、

を具備する商品販売データ処理装置。

【請求項2】

前記処理手段による処理を基に、前記ネットワークを介して注文された商品が持ち帰り対象なのか配達対象なのかを区別して表示する表示手段、
をさらに具備する請求項1記載の商品販売データ処理装置。

【請求項3】

前記表示手段は、前記ネットワークを介して注文された商品の商品名と関連付けて、持ち帰り対象なのか配達対象なのかを区別するマークを表示する、請求項2記載の商品販売データ処理装置。

【請求項4】

ネットワークを介して注文された商品と実店舗で購入された商品とを1取引として決済する商品販売データ処理装置のコンピュータを、

前記ネットワークを介して注文された商品が持ち帰り対象の商品なのか配達対象の商品なのかを識別する情報を取得する取得手段、

前記取得手段で取得した前記情報が持ち帰り対象の商品を示す情報であるとき、当該商品の前記実店舗での在庫の有無を確認する確認手段、及び、

50

前記在庫が有る商品については持ち帰り対象とし、前記在庫がない商品については配達対象とする処理手段、
として機能させるための制御プログラム。

【請求項 5】

前記コンピュータを、
前記処理手段による処理を基に、前記ネットワークを介して注文された商品が持ち帰り対象なのか配達対象なのかを区別して表示する表示手段、
としてさらに機能させるための請求項 4 記載の制御プログラム。

【請求項 6】

前記表示手段は、前記ネットワークを介して注文された商品の商品名と関連付けて、持ち帰り対象なのか配達対象なのかを区別するマークを表示する、請求項 5 記載の制御プログラム。

10

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

一 実施形態において、商品販売データ処理装置は、取得手段と、確認手段と、処理手段と、を備える。取得手段は、ネットワークを介して注文された商品が持ち帰り対象の商品なのか配達対象の商品なのかを識別する情報を取得する。確認手段は、取得手段で取得した情報が持ち帰り対象の商品を示す情報であるとき、当該商品の実店舗での在庫の有無を確認する。処理手段は、在庫が有る商品については持ち帰り対象とし、在庫がない商品については配達対象とする。

20

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0096

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0096】

30

この他、本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態及びその変形は、発明の範囲に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

以下に、本願出願の当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[1] コードを入力する入力手段と、前記入力手段により入力された前記コードが商品を識別する第1コードであるとき、その第1コードで識別される商品の販売データを登録する第1登録手段と、前記入力手段により入力された前記コードがネットワークを介して注文された商品の一群を識別する第2コードであるとき、前記注文された商品のデータが保存される保存先から前記第2コードで識別される商品一群のデータを取得する取得手段と、前記取得手段で取得したデータを基に、前記第2コードで識別される商品一群に含まれる商品の販売データを登録する第2登録手段と、前記第1登録手段により登録された商品及び前記第2登録手段により登録された商品の販売データに基づき決済処理を実行する決済手段と、を具備する商品販売データ処理装置。

40

[2] 前記第1コードは、第1フラグと前記商品を識別する識別コードとを含み、前記第2コードは、前記第1フラグとは異なる第2フラグと前記商品一群のデータを識別する識別コードとを含み、前記入力手段により入力されたコードのフラグが前記第1フラグのときには前記識別コードが第1コードであると識別し、前記第2フラグのときには前記識別

50

コードが第2コードであると識別する識別手段と、をさらに具備する付記〔1〕記載の商品販売データ処理装置。

〔3〕前記第1登録手段により販売データが登録された商品の明細情報と、前記第2登録手段により販売データが登録された商品の明細情報と、を含む登録画面を表示する表示手段、をさらに具備する付記〔1〕または〔2〕記載の商品販売データ処理装置。

〔4〕前記商品一群のデータは、当該商品一群に含まれる商品毎に持ち帰り対象の商品なのか配達対象の商品なのかを特定する情報を含み、前記表示手段は、持ち帰り対象の商品と配達対象の商品とを区別した登録画面を表示する、付記〔3〕記載の商品販売データ処理装置。

〔5〕前記表示手段は、前記第1登録手段で登録された商品については、持ち帰り対象の商品として登録画面に表示する、付記〔4〕記載の商品販売データ処理装置。 10

〔6〕コードを入力する入力手段、を備えたコンピュータを、前記入力手段により入力された前記コードが商品を識別する第1コードであるとき、その第1コードで識別される商品の販売データを登録する第1登録手段、前記入力手段により入力された前記コードがネットワークを介して注文された商品の一群を識別する第2コードであるとき、前記注文された商品のデータが保存される保存先から前記第2コードで識別される商品一群のデータを取得する取得手段、前記取得手段で取得したデータを基に、前記第2コードで識別される商品一群に含まれる商品の販売データを登録する第2登録手段、及び、前記第1登録手段により登録された商品及び前記第2登録手段により登録された商品の販売データに基づき決済処理を実行する決済手段、として機能させるための制御プログラム。 20

30

40

50